

原子力政策大綱(平成17年10月策定)【概要】

新大綱策定会議(第1回)
資料第4号

原子力政策大綱は、**今後10年間程度に進めるべき原子力政策の基本的な考え方を示す**ものとして平成17年10月11日に原子力委員会が決定。同月14日、政府として、**本大綱を原子力政策の基本方針として尊重し、原子力の研究、開発及び利用を推進する**旨の閣議決定を行った。

<原子力政策大綱の概要>

第1章

基本的目標

1. 安全確保、平和利用等の基盤的活動の強化による前提条件の確保。
2. 原子力発電によりエネルギー安定供給と地球温暖化対策に貢献。
3. 放射線の利用により国民生活の水準の向上に貢献。
4. 効果的で効率的な施策の推進。

政策推進の共通理念

1. 安全の確保
2. 多面的・総合的な取組
3. 短・中・長期の各取組の同時並行的な推進
4. 国際協調と協力の重視
5. 評価の重視

各分野の取組の基本的考え方

第2章 基盤的活動の強化

- 【**安全の確保**】 科学的かつ合理的な規制の実施、安全文化の確立、高経年化対策、テロ対策の充実、規制行政改革の有効性の検証等。
- 【**平和利用**】 IAEA保障措置の厳格な適用。国際社会への発信。プルトニウム利用計画の公表による透明性向上。
- 【**廃棄物処分**】 低レベル放射性廃棄物は処分実施中。国、事業者等の適切な役割分担の下に、高レベル放射性廃棄物等の処理・処分を計画的かつ着実に推進。
- 【**人材育成**】 魅力ある職場作り、多様な人材の育成・確保。
- 【**広聴・広報、立地地域との共生**】 広聴・広報の充実、リスクコミュニケーション活動の実施、国・事業者と地域社会との対話の促進等。交付金事業の効果的・効率的実施。

第3章 原子力利用の推進

- 【**原子力発電**】 **2030年以後も総発電電力量の30～40%程度以上を担う。**このため、①既存施設の最大限の活用と新規立地への取組、②既存炉代替に向けて、改良型軽水炉の開発、③高速増殖炉は2050年頃から商業ベースの導入を目指す。
- 【**核燃料サイクル**】 **使用済燃料に含まれるプルトニウム、ウランの有効利用(再処理、プルサーマル)を着実に推進。**六ヶ所の再処理能力を超える使用済燃料は中間貯蔵。
- 【**放射線利用**】 新材料創製技術やがん治療等に活用し普及。

第4章 研究開発の推進

【**発展段階の異なる課題の組み合わせの並行推進**】

- ・原子力発電及び核燃料サイクルの改良・改善、高速増殖炉等の研究開発の推進。
- ・安全研究、核融合、量子ビームテクノロジー等の基礎・基盤研究の充実

【**選択と集中**】費用対効果、官民役割分担、国際協力の可能性等を総合的に評価した「選択と集中」を重視。

第5章 国際的取組の推進

- 【**核不拡散体制の強化**】新たな提案の検討に積極的に参画。
- 【**国際協力**】 アジアを中心とした開発途上国協力、ITER等の先進国協力の推進。
- 【**国際展開**】 厳格な輸出管理を前提に、民間の国際展開活動を政府として支援。

第6章 評価の充実

- 【**政策評価と原子力委員会の責務**】 施策を継続的に評価・改善し、国民に説明していくことが重要。原子力委員会も政策の妥当性評価と説明責任を負う。

○原子力委員会において検討にあたって、**専門家、事業者、NGO等から構成される新計画策定会議**を設置し、小委員会等も含め延べ**42回、100時間超の審議**を実施。

○国民からの意見募集を3回実施するなど、**国民各層の意見を幅広く聴取し、審議に反映。**

【意見募集等に対する国民からの意見:約3,000件(事前段階 475件、大綱構成案作成段階 758件、原案作成段階 1,717件)】